

地域の会



▲第66回定例会（柏崎刈羽原子力防災センター）



◀第65回定例会
（刈羽村生涯学習センター「ラピカ」）

CONTENTS

第65回定例会
地盤、基準地震動に関する事実経過について ……………2

第66回定例会
設備・建物・構築物に関する事実経過について ……………3

発電所を巡る主な動き
地域の会に寄せられた声「みんなの広場」 ……………4

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会（「地域の会」）

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた24名の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
(2)事業者等への提言
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供
(4)委員の研修
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会（毎月1回）
臨時会（必要に応じ開催）
※会は、原則すべて公開。

第65回定例会

地盤、基準地震動に関する事実経過について質疑応答

第65回定例会の概要

開催日	平成20年11月5日(水)
場所	刈羽村 生涯学習センター「ラビカ(文化ホール)」
出席者	16名(欠席8名)
オブザーバー	新潟県、柏崎市、刈羽村 原子力安全・保安院 保安検査官事務所 地域担当官事務所 東京電力(株)
内容	●前回定例会以降の動き ●地盤、基準地震動に関する事実経過説明 ●その他

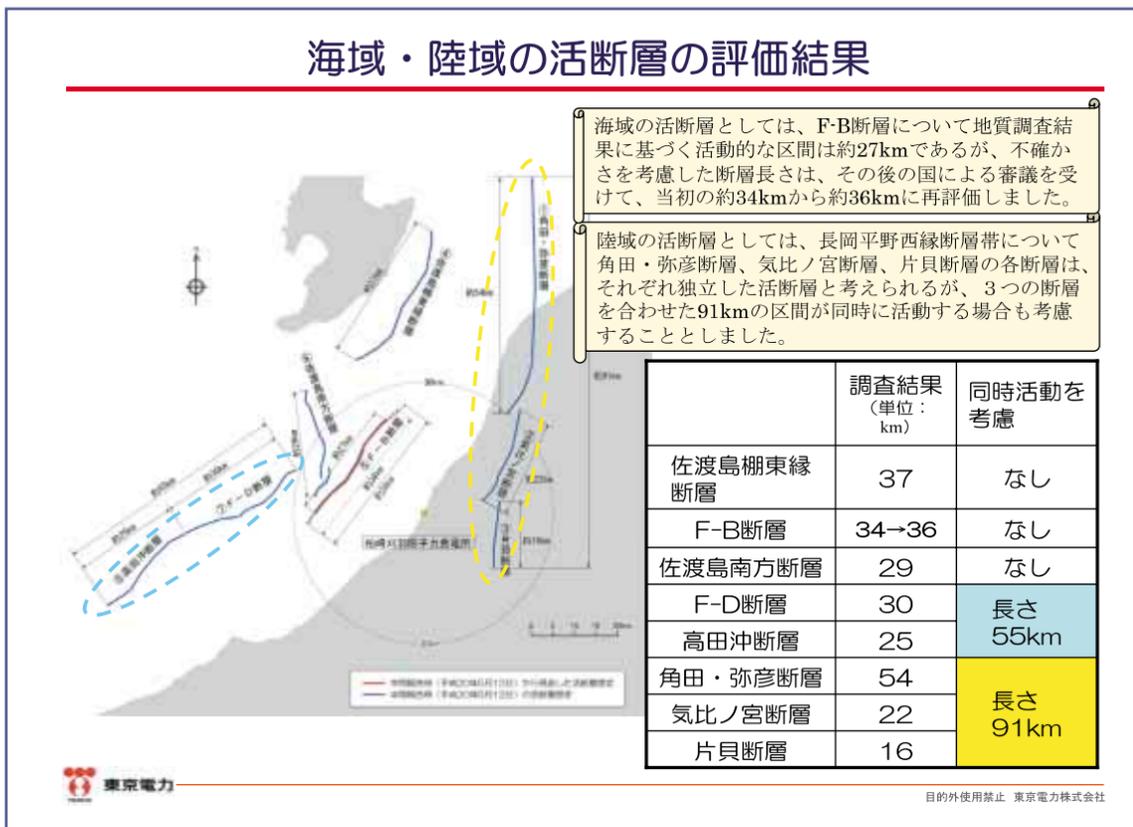
保安院、新潟県及び東京電力から「地盤(海域及び陸域震源断層)、基準地震動、地殻変動」に関する事実経過の説明を受け、質疑応答を行った。

【質疑応答】

Q 3号機主排気筒放射線モニタサンプリング配管の損傷が確認された。放射能濃度の評価への影響が小さいとしても大変なことではないか。どのように全国の各電力会社に対し、点検指示し、その後のフォローをしているのか。
保安院 基本的には、電力会社相互で情報交換の場を設け、情報を共有し、自主的に点検し、安全性の確保することが大切と考える。保安院としても事象のレベルや影響度を勘案し、必要に応じて指導や命令をしている。

Q 柏崎市では小中学校へのヨウ素剤の分散配置は進んでいるのか。ヨウ素剤過敏症や副作用等の検診は実施されているのか。

海域・陸域の活断層の評価結果



柏崎市 小中学校、養護学校に分散配置されている。副作用等の小中学生の保護者へのアンケートを行っているが、検診は実施していない。

Q 過敏症かどうか分らないという保護者の回答が多いと聞かすが、今後検診を実施する予定はあるか。

柏崎市 検診は今後検討する。アンケートのみでヨウ素剤の服用を判断するものではない。

Q 柏崎市では、旧小国町のように安定ヨウ素剤を家庭配置できないのか。

Q 中越沖地震の震源の深さである9km近くまで海底音波探査を実施しない限り活断層との関連が評価できないのではないか。

保安院 佐渡海盆東縁断層の位置について海上音波探査を行い、活断層はないと確認した。後期更新世より新しい地層に変位変形を与えていなければ活断層として評価する必要はない。

Q 基準地震動策定に関して、この地域の特性を考慮してもらわないと安心できない。

保安院 柏崎刈羽発電所の基準地震動の策定にあたり、中越沖地震で得られた知見は当然踏まえている。堆積層が厚いこと、地震波の伝播経路等の増幅特性が適切に反映されており心配ないと考えている。

Q 保安院には東京電力の調査報告のみの審査でなく、慎重に対応してもらいたい。国が最終的に責任を持つと言わない限り地域住民は納得しない。

保安院 阪神淡路大震災以降新たな知見が蓄積されてきた。新しい研究や知見を積極的に取り入れ、必要があれば再評価していく。

Q 椎谷や米山海岸と発電所敷地内とで地形面や阿多鳥浜火山灰を含む地層の厚さに差があるのに、地殻運動が無いという東京電力の見解はおかしいのではないか。

東京電力 椎谷と米山海岸では地形面、すなわち地表の上面が高い位置にあり、発電所では地層の下部分(阿多鳥浜火山灰を含む部分)が低い位置に確認されるものであって、もともと違う高さにあったもので、不自然なことではなく、地殻変動によるものではないと考えている。

【各委員からの意見・要望】

- 緊急時に医師が避難所へ出向いて、一人ひとりにヨウ素剤服用の判断をするのは無理があると思う。
- 今後は複合災害に備えた防災訓練も実施してほしい。
- 保安院、東京電力の説明や資料、データから真殿坂断層は動いていないという印象を受けた。
- 住民が求めている安心は、科学的根拠に基づいての説明であり、そういう意味では保安院、県、東京電力は誠実に対応していると思う。
- 変動地形学から言えば、F-D断層が36kmで切れていると言いつける根拠はないと思う。
- 保安院が東京電力の説明になら疑問を持たずに審査するのは如何なのか。



第66回定例会

設備・建物・構築物に関する事実経過について質疑応答

第66回定例会の概要

開催日	平成20年12月3日(水)
場所	柏崎刈羽原子力防災センター
出席者	21名(欠席3名)
オブザーバー	新潟県、柏崎市、刈羽村 原子力安全・保安院 保安検査官事務所 地域担当官事務所 東京電力(株)
内容	●前回定例会以降の動き ●設備・建物・構築物についての経過状況説明(東電) ●設備・建物・構築物についての評価(保安院) ●技術委員会報告など(新潟県) ●その他

保安院及び東京電力から建物・構築物及び設備の健全性評価に関する事実経過の説明を受け、質疑応答を行った。

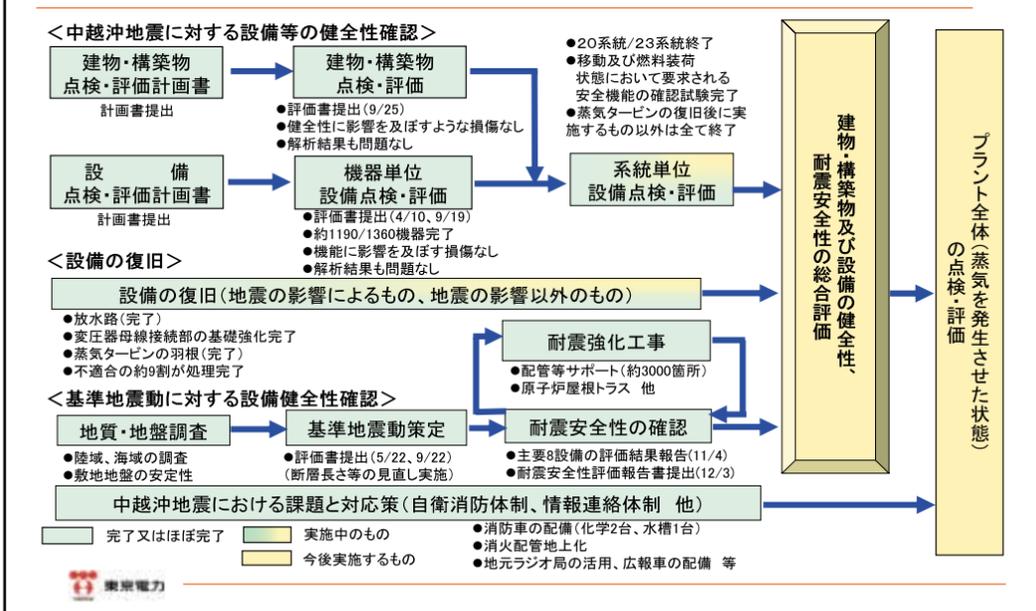
【質疑応答】

Q 柏崎刈羽原子力発電所建物の地盤は地震前から変動していた。地震で不同隆起し、地震後も隆起沈降が続いている。隆起沈降は何を基準に評価・判断するのか。柏崎市街地の地盤沈下の観測でも沈降が確認された。原発建物の隆起沈降や市街地の沈降は国や県の委員会で議論されていない。今後検討するののか。

保安院 一般論で言えば、日本全体で隆起や沈降はある。地震直後は発電所敷地地盤も大きな変動があったが、その後東京電力が水準測量をし直し、新たな測量結果を見ると、変動量は小さい。次回に資料を準備して説明する。

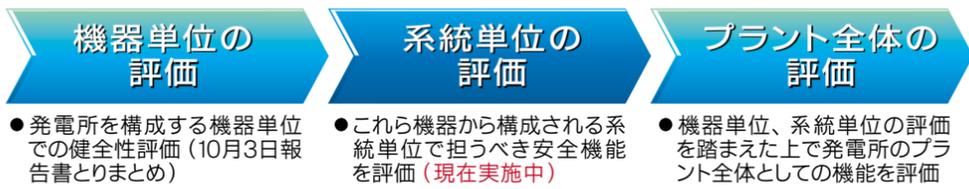
新潟県 地盤沈下の水準測量は、県の県民生活環境部と柏崎市が行っている。

7号機プラント全体の健全性確認の流れ(1月20日現在)



(2) 7号機の設備の健全性評価

当院では、以下の3段階の手順を踏みながら評価を進めています。



活動の第三者機関による評価制度の確立」に努めた経緯は。また、「第三者機関」とは何か。

新潟県 平成17年に作業管理の不徹底や人為的ミスに起因したトラブルの発生が目立ってきたことから、県の防災局長から東京電力柏崎刈羽原子力発電所長へ、トラブルの発生原因を究明しISO 9001を取得する等、再発防止を徹底するよう要請した。「第三者機関」とは、ISO 9001の審査について認定を受けた認定機関である。

【各委員からの意見・要望】

● 発電所の地質地盤が地震後も隆起沈降していること、地震後市街地の地盤沈下が今まで起きていた地域と違う場所でも大きな変動があったこと、地震と地盤地質の関連性などを、県や市、保安院の検討委員会で検討、議論してほしい。

● 柏崎地域及び発電所敷地の地質や地盤変動については、国等の専門家が調べ、説明をしていただければ十分だ。私はそれで安心している。

● 地質・地盤の専門的立場から、疑問点を国や県、市に説明を求めることは当然である。

● 今回の国や県の資料・説明等は、非常に分かりやすく、透明性を確保するという意味では良かった。

● 7号機の運転再開についての新聞報道は東京電力の確固とした意思だと理解した。住民と国、東京電力との温度差がある中での運転再開には疑問を感じる。

● 地域の活性化のために、早期の運転再開は確かに望ましいことだが、安全を確認できないままでの再開は絶対

にやめてほしい。

● ひとつの事業所(柏崎刈羽原子力発電所)で、けが人や火災が続くというのは異常なことである。些細な事故とは言え、大事故につながることになりかねず住民に不安を与える。国は緊張感を持ち指導・監督してほしい。

● 報道は発表内容を正しく行っていない。

● 技術委員会の内容の広報が年に2、3回というのは少ない。小委員会の開催回数も増え、県民の関心も高いことから、内容や意見を慎重にまとめて広報回数を増やしてほしい。

● 柏崎・刈羽の地質の特性や中越沖地震が、想定した限界地震動を4倍近く上回ったことなど、この地震の教訓を生かした耐震設計審査指針の再改訂をすべきと強く感じた。



